

令和元年度 庁議 議事要旨

会議名称	第1回 政策会議
日時	令和元年 5月28日(火) 午前・午後10時30分～12時00分
場所	町長室
出席者	町長、副町長、教育長、統括監、総務課長、総合政策課長、総務課主幹

内 容	<p><b>【付議】</b></p> <p>1. 消費税10%への引き上げに伴う使用料及び手数料の対応について（総務課）</p> <p>(1) 付議事案の概要 別紙のとおり</p> <p>(2) 調整会議での審議結果の報告 国からの通知の通り、使用料等への円滑かつ適正な転嫁は必要であり、また、町民生活に直結した案件であることから、周知期間等を考慮し、その施行日を令和2年4月1日とすべき。</p> <p>(3) 主な意見・質疑・確認事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規程上、使用料等に（消費税相当分）非課税のものもあるようだが、町独自で非課税としたものか、それとも法的な根拠によるものか。</li> </ul> <p>→原則、法によるものと認識。ただし、今回「非課税」と区分されているものも含め、端数処理など、消費税相当分がどのように影響するか、担当課において整理、精査は必要であり、その結果据え置く場合も想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年度途中からではなく、新年度予算を見据え、しっかりと条例提案（上下水道等一部除く）することが必要ではないか。</li> <li>・ 消費税率が8%に上がった当時に改定を見送ったのは、その1年半後に最終的に10%への再増税が予定されていたので、頻繁に改正することによる負担感や混乱を招く恐れがあるためであった。一方、歳出においては、10月からの増税分を見込んで予算取りしており、財源がその分減っている。</li> <li>・ 今回見直しにより、行政サービスを持続的、安定的に提供、維持していくことにつながる。</li> </ul> <p>(4) 結果 よって、原案の通り取り進めるものとし、本年9月定例会上程に向け、各課において精査、検討を実施する。</p> <p><b>【報告事項】</b> なし</p>
-----	--

令和元年度 庁議 議事要旨

会議名称	第1回 調整会議
日時	令和元年 5月22日(水) 午前・午後10時40分～11時30分
場所	町長室
出席者	副町長、教育長、統括監ほか課長職(欠席:総政課長、農林課長、会計管理者)、総務課主幹

内 容	<p>【付議】</p> <p>1. 消費税10%への引き上げに伴う使用料及び手数料の対応について(総務課)</p> <p>(1) 付議事案の概要</p> <p>令和元年10月1日からの消費税率が改訂(8%から10%)される。</p> <p>消費税率10%への引き上げに伴い、使用料等への増税分相当額を転嫁するため関係条例の改正を行う予定であるが、条例改正準備期間及び町民への周知期間等を考慮すると、令和2年4月から新料金を適用することとして取り進めた。</p> <p>(2) 主な意見・質疑・確認事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道に関しては、都度引上げを行っている。課税事業者でもあり10%にせず8%のまま半年間据え置くこととなると、その分減収となる。10月施行に向け準備しており9月定例にかける予定。</li> <li>・5%→8%の時は(当時)すぐに10%になる等を理由に、据え置いて今日に来ている。今回改めて見直す必要があるのでは、という考え。</li> <li>・役場の支払に関しては、10%の負担は大きい。国から消費税に関しては利用者が負担すべきとの通知も来ている。適正に転嫁すべきでは。使用料等の値上げとはなるが、それはあくまでも消費税の値上げによるものと理解してもらう必要がある。</li> <li>・町民にとっては、何が上がるんだ、というのが一番の関心事。施設利用料はまだ分かり易いが、ある程度の期間を使い、周知方法も考えなければならない。また、便乗値上げと取られないよう各課で十分整理することも必要。</li> <li>・全体的な拾い上げ及びまとめが、まず必要か。ただ、4月に向け整理する中で、据え置き、という判断も出てくる可能性はある。いずれにしても課の中で4月改訂に向けて検討してもらうのが良いかと。</li> </ul> <p>(了)</p> <p>(3) 結果</p> <p>理由、概要を補足し、原案のとおり、政策会議に諮ることとする。</p>
-----	--